

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症ワクチンについては、各市町村において順次接種を進めています。ご不明な点は各市町村の窓口にお問い合わせ下さい。

・妊娠中の方の接種について

妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクも高まるとされています。新型コロナワクチンは、妊娠中であっても、時期を問わず接種することができますので、接種をご検討ください。

・住所が変わった方

接種券を発行した市町村から他の市町村に転出した場合、転出先の市町村で接種券の再発行の手続きが必要です。詳しい手続きについては、転出先の市町村にお問い合わせください。

◎接種について

[《1回目・2回目接種について》](#)

[《追加接種について》](#)

[《5～11歳の子どもへの接種（小児接種）について》](#)

[《生後6か月～4歳の子どもへの接種（乳幼児接種）について》](#)

◎接種当日の必要書類について

①接種券

②接種券と同じ氏名・住所が記載されている本人確認書類

（例：運転免許証、旅券（失効したものは無効）、マイナンバーカード（写真付きの個人番号カードのみ）、在留カード、健康保険証・国民健康保険等の被保険者証など）

◎予防接種証明書について

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（接種証明書）は、予防接種法に基づいて各市町村で実施された新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、被接種者からの申請に基づき交付するものです。海外渡航用と日本国内用の2種類が、電子版又は書面で交付可能です。

・電子（スマートフォン）での交付

スマートフォン上の専用アプリにより、接種証明書を取得することができます。アプリのダウンロード方法や申請手順の詳細は以下をご確認ください。

【デジタル庁ウェブサイト：新型コロナワクチン接種証明アプリ】

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinercert>

※スマートフォン及びマイナンバーカードが必要です。

・紙での交付

各市町村の窓口申請してください。

・コンビニエンスストアでの書面交付

対象のコンビニエンスストアなどのお店にある端末で申請します。

取得までの流れ <https://www.mhlw.go.jp/content/000965437.pdf> （外部サイトヘリンク）

※マイナンバーカード及び手数料（120円）が必要です。

◎接種を受ける際の同意

新型コロナワクチンの接種は、皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。16歳未満の方の場合は、原則保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要となります。

◎接種後の副反応疑いについて

主な副反応としては、注射した部位の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、アナフィラキシーなどがあります。ワクチン接種後に発熱や腫れなどの体調変化があった場合、まずは接種医やかかりつけ 医など身近な医療機関にご相談ください。相談先に迷う場合は、副反応相談センターにご相談ください。

<ワクチン副反応相談センター>

電話番号：050-3615-6941（午前8時45分～午後5時15分）

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、日本語：毎日

タイ語、ネパール語、ベトナム語、ロシア語、タガログ語、インドネシア語、ヒンディー語：平日のみ

（宮城県公表情報／編集・翻訳：MIA）
2023年5月時点